

◎新潟県告示第1053号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和2年9月25日

新潟県上越地域振興局長

1 保安林の所在場所

新潟県上越市大島区田麦字歳ノ神1531の1、1537、1549の1、1549の2、1549の7、1549の10、1549の11、1551、1552の1、1553の1から1553の3まで、1553の6、1553の7

2 指定の目的

なだれの危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市長村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県上越地域振興局農林振興部及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）